

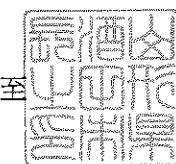
酒子発第251号

令和元年7月18日

酒田市子ども・子育て会議

会長 白旗 希実子 様

酒田市長 丸山



酒田市子ども・子育て支援事業計画の策定について（諮問）

酒田市子ども・子育て会議条例第3条に基づき、下記の事項について、貴会議に諮問します。

記

酒田市子ども・子育て支援事業計画の策定について

諮問の趣旨

平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度が始まり、本市においても、「酒田市子ども・子育て支援事業計画（酒田っ子すぐすぐプラン）」を策定しました。「豊かな子育て環境」及び「子どもの幸せの実現」の視点から 2 つの目標を設定し、様々な施策に取り組んでいます。

新制度の中核となる子ども・子育て支援法（第 61 条）において、市町村は国が示す基本指針に即して 5 年を 1 期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされています。したがって、平成 27 年度を始期とする現計画の計画期間の終期が令和元年度であることから、令和 2 年度を始期とする第二期の計画を改めて作成する必要があります。

第二期計画の策定にあたっては、基本指針のほか国から示される各種通知等を踏まえ、市町村において子ども・子育て会議等の議論を経て、適切に判断することが求められています。なお、基本指針の改正項目として、「幼児教育アドバイザーの配置・確保等」、「幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望への対応」、「外国につながる幼児への支援・配慮」が盛り込まれる見込みとなっています。

つきましては、第二期計画の策定にあたり、本市の地域の実情に即した実効的な子ども・子育て支援事業計画とすべく、子どもや子育て支援に携わる当事者としての観点から、また、各専門分野の観点からご審議いただきたく、酒田市子ども・子育て会議に意見を求めるものです。